

厚 生 委 員 会

令和元年12月10日(火)

厚生委員会

日 時 令和元年12月10日(火) 午前10時00分開会—午前11時59分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 松尾委員長、中原副委員長、谷崎、道工、坂原、反保、竹原、奥野

欠席委員 なし

傍聴議員 和田、辻下、小川

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

古橋教育長

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

相馬財政改革部長

栗山総務部理事兼財政改革部理事

松本しあわせ創造部副理事兼保険年金課長

南福祉課課長代理

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

松尾委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いをいたします。

12月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いをいたします。

それでは、議案第67号「令和元年度岬町一般会計補正予算（第5次）について」のうち本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 保険年金課、松本です。

それでは、令和元年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてご説明をいたします。

資料の1ページをご覧ください。

まず、歳入につきまして、15国庫支出金、1国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして90万7,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金について90万7,000円の増額補正で、低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填する国民健康保険基盤安定事業費の令和元年度分の決定に伴い計上いたしております。

なお、これにつきましては歳出の国民健康保険特別会計繰出金基盤安定に充当をいたします。

続きまして、16府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして342万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、国民健康保険基盤安定負担金について342万2,000円の増額補正で、先ほどの国庫負担金と同様、国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い

計上いたしております。

なお、これにつきましても歳出の国民健康保険特別会計繰出金基盤安定に充当をいたします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

次に、2府補助金、社会福祉費補助金といたしまして403万3,000円の増額補正です。

内容としましては、重度障がい者医療費の増加に伴うもので、歳出の重度障がい者医療助成費に充当いたします。

補助率は2分の1です。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 保険年金課の松本です。

続きまして、21諸収入、3雑入、雑入といたしまして、後期高齢者医療広域連合負担金医療費定率分に係る返還金1,399万9,000円を計上いたしております。

これは、平成30年度の後期高齢者医療の医療費が確定したことによる清算分の返還を受けるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして2,236万1,000円の増額補正でございます。

続きまして、資料の2ページをご覧ください。

歳出につきましてご説明いたします。

3民生費、1社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金基盤安定といたしまして577万4,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては令和元年度の国民健康保険基盤安定事業費の決定に伴い計上いたしております。

続きまして、国民健康保険特別会計職員給与費等といたしまして211万5,000円の増額補正でございます。

これは職員の人事異動や人事院勧告等による人件費の調整及び本町独自の職員給与費の減額措置に伴い国民健康保険特別会計で支弁する人件費を調整するものでございます。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

次に、障害者福祉費としまして835万2,000円の増額補正です。

内容は、平成30年度の障害福祉サービス費の確定に伴う精算により障害者自立支援給付費国庫負担金を返還するための増額補正です。

平成30年度における障害福祉サービス費について、サービス利用額が年度当初における見込み額を下回ったことによるものでございます。

次に、介護保険特別会計繰出金としまして181万7,000円の増額補正です。

内容は、介護給付費の増加並びに職員の人事異動、本町の行財政改革による職員給与費の減額措置及び人事院勧告による給与改定に伴う介護保険特別会計で支弁する人件費の調整によるものでございます。

内容としましては、介護給付費177万5,000円の増額、職員給与費等168万5,000円の減額、事務費7万4,000円の減額、地域支援包括任意事業182万5,000円の増額、地域支援介護予防総合事業費2万4,000円の減額です。

次に、重度障害者医療助成費としまして806万7,000円の増額補正です。内容は、平成30年度の福祉医療費助成制度の再構築に伴い、老人医療からの移行による重度障害者医療費助成費の対象となられた方が増えたことによるもので、内訳といたしまして重度障害者医療費787万1,000円の増額、審査支払手数料19万6,000円の増額です。

なお、こちらにつきましては重度障害者医療費助成事業費補助金を充当いたします。

以上、当委員会付託分合計としまして2,612万5,000円の増額補正でございます。

松尾委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして質疑等ございませんか。中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料2ページの障害者福祉費のところ、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金についてお尋ねをいたします。

説明の中では見込み額を下回ったということでありましたが、その要因が何かあればお聞きしたいということが1点目であります。

それから、もう1点ですが、重度障害者医療助成費に関わってお尋ねをいたします。

説明があったとおり、昨年度、2018年度から大阪府の制度が変わったことに伴って対象が変わったということに伴うものというように理解しておりますけれども、対象者の数を改めてお聞きしたいと思います。

制度が変わる2017年度の老人医療費助成の対象者数と、同じ2017年度の重度

障害者医療助成の対象者数。

それから、制度が変わって直近のもので結構ですので、経過措置の対象となっている老人医療費助成を利用されている方の数と重度障害者医療の助成を利用しておられる対象の方、要するに制度が変わる前と後で数がどのようになっているかということをお聞きしたいというのが二つ目の質問の中心点であります。

それから、この二つ目の質問に関わってですけれども、私はこの制度改定に対しては良くないというように申し上げてまいりましたが、この中で、先進医療の助成の中で入院患者は対象から外されたわけですが、その点について、入院している方にも対象を広げるといような話が、話だけなのですけど出ているようですが、その点の進捗がどのようになっているかお聞きできるのであれば、この機会にお聞きしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。委員の質問にお答えします。

まず1点目の障害福祉費の障害福祉サービスの返還金の内容ですけれども、年度当初に過去3カ年の実績から伸び率を計算いたしまして、年度当初の国庫負担金の見込み額を立てておりまして、そこからの差がどれだけあったかということになります。

具体的には、主なサービスにつきましては居宅介護、主にホームヘルパー、ホームヘルプのほうで大体24%ぐらい減額となっております、あともう1点大きなところで言いますと、就労継続支援のサービスになりまして、こちらのB型のサービスですけれども、こちらで大体17%ぐらいの減額となっておりますので、あくまで福祉サービスを利用された方が減ったということではなく、こちらの予算上の見込み額から実際に使われた方が少なくなったということでご理解いただければと思います。

2点目の重度障害者医療費につきまして、対象者の数ということでございますが、福祉課でつかんでおりますのが重度障害者医療の助成者の数ということで、老人医療につきましては保険年金課になりますので、ちょっとこちらでは存じ上げないのですが、重度障害者医療の対象者の数としまして、制度改正前の直前につきましては136人という形で人数のほうが挙がっているという状況で、制度改正後、令和元年7月時点でございまして、この時点で367人が対象になっているということでございまして、252人ほど、単純な、時期が違いますので比較はできないのですが、そこから比べると252人ほど増えたということになっております。

制度改正によりまず老人医療から重度障害者医療への移行者といえますか、移行された方というのが224名いらっしゃいます。

最新の受給者データで福祉医療制度の改築に伴う新たに対象となられた方というのが精神障害1級の方がいらっしゃるのですけども、その方が直近のデータでは2名いらっしゃいまして、そのほかの方につきましては従来の制度による新規の方なのかなというように認識しておるところでございます。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 保険年金課、松本です。

先ほどの質問の内容で、経過措置分の対象者の数ですが、すみません、資料を用意していなかったのですが、昨年7月末の更新時点で、老人医療重度障害者に移られる方全てを含めまして、大体三百四、五十名だったと思います。

経過措置で今年度の7月末に更新をさせていただいた対象者の数が88名という形になっております。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 しあわせ創造部の松井です。

3点目の、重度障害者医療の精神病床の入院の対象外の分についてのお話でございますけれども、本年度に入りまして、大阪府のほうで再度福祉医療制度に関する研究会が立ち上がりました。

そちらでワーキング等も開かれまして、先日、12月4日に第2回のワーキングが行われました。

それを受けまして、明日12月11日水曜日に研究会への報告がありまして、その後、各市町村のほうに報告があるというように聞き及んでおりますけれども、内容につきましては、まだ具体的な情報は現在おりにきていない状況でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目の質問で再確認なのですが、サービスの利用が減ったというわけではないということをお聞きしました。

ということから類推しますと、金額を算定する、予算を立てるときは、過去3年間の伸びの実績の平均に基づいて予算を立てると。

結果として、今年度については金額が下がるという結果になるということは、考えられるのは、前のほうというか、3年間のうちの前のほうの時期が利用の金額としては高

かったということなのかなと思うのですが、そのように理解をしていいのでしょうか。

それから、サービスの利用が減ったわけではないという中身なのですが、これは、サービスを利用しておられる対象者と、それからサービスの量、両方ともを指して減ったわけではないとおっしゃっておられるのか、確認をしたいと思います。

それから、2点目の問題で私が気になっているのは、主に老人医療のほうなので、対象者については資料を正確なものはお持ちでないということで、記憶の範囲でお答えをいただいたところではありますが、これは後でも構いませんので、また正確な資料を数でお示しをいただきたいと求めておきたいと思います。

それから、この点に関わって、精神障がいの方の入院の給付についても対象とするかどうかということについてお答えをいただきました。

もうすぐ一定の考え方が出てくるのか、もう少し先になるのかもしれませんが、これはぜひ、対象を拡充してほしいということを岬町の担当としても府に要望していただきたいというように思うのです。

今回、精神医療について、この制度で拡充されたというのは大きな前進面でありますから、これをさらに広げるということを岬町からもぜひそういった声を伝えていただきたいということと合わせて、もう1点は、老人医療のほうで今経過措置の対象になっている方が来年度かな、で対象から外されてしまうという問題がありますのでそこを見直してほしいと。

これは、担当の立場としては非常に言いにくいというように思いますので、そういう声を議会で聞いておりますという格好で構いませんので、あなた方の考えは別にして、そういう要望を聞いているということも、ぜひ大阪府には伝えていただきたいというように要望しておきたいと思います。

お答えいただきたいのは、1点目のことだけで、現時点では構いません。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。委員のご質問にお答えいたします。

障がい者福祉サービスの利用が減ったわけではないというところの要因ということなのですが、実際、障がい福祉サービスというのが十何種類かのサービスがございまして、その中では、今、お答えさせていただいた居宅介護、就労支援 B型というのは減っているのですが、そのほかのサービスにつきましては増えているサービスも実際ございまして、使われるサービスが少し変わられたということもございまして、使うサ

ービスによって費用のほうも当然変わってきますので、そこら辺につきましては使うサービスが変わったというところで金額が実際下がっているということで、対象者数にはそんなに変わってないというところでございます。

松尾委員長 中原副委員長、よろしいですか。

中原副委員長 はい。

松尾委員長 ほかに、委員の皆さん質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めまして、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第67号は本委員会において可決されました。

議案第68号「令和元年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 保険年金課の松本です。

それでは、令和元年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）についてご説明をいたします。

今回の補正につきましては、職員の人件費の調整と低所得者に係る保険料の政令軽減相当額を公費で補填をいたします。

保険基盤安定事業費の決定に伴う繰入金等について編成をいたしております。

資料の3ページをご覧ください。

歳入につきましてご説明いたします。

1 国民健康保険料、1 国民健康保険料のうち、医療給付費分現年分4 1 2万8, 0 0 0円、後期高齢者支援金分現年分3 6万1, 0 0 0円、介護納付金分現年分1 2 8万5, 0 0 0円の財源調整でございます。

これは令和元年度国民健康保険基盤安定事業費が決定したことにより、一般財源から特定財源に変更をするものでございます。

続きまして、4国庫支出金、1国庫補助金、国民健康保険制度関係業務事業費補助金といたしまして44万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、現在、都道府県及び市町村における事務の効率的な執行等を支援するために開発されました国民健康保険事務処理標準システムのうち、市町村の運用分であります市町村事務処理標準システムを導入していない市町村に対して被保険者の資格のさらなる管理の効率化、適正化に係る記帳システムの改修を目的として交付されるもので、これにつきましては歳出の国保OA経費に充当いたします。

なお、補助率は10分の10でございます。

次に、7繰入金、1他会計繰入金、保険基盤安定繰入金軽減分といたしまして395万9,000円。

続きまして、4ページをご覧ください。

続いて保険基盤安定繰入金支援分といたしまして181万5,000円、職員給与費等繰入金といたしまして211万5,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

内容といたしましては、今年度の国民健康保険基盤安定事業費が決定したこと及び職員の人事異動や人事院勧告等による人件費の調整及び本町独自の職員給与費の減額措置等により国民健康保険特別会計で支弁する人件費の調整に伴い計上いたしております。

続きまして、9諸収入、1諸収入、雑入といたしまして6,000円の増額補正です。

内容といたしましては、職員等厚生負担金の金額改定により国民健康保険特別会計で支弁する額の変更に伴い計上いたしております。

以上、当委員会付託分といたしまして256万6,000円の増額補正でございます。

次に歳出でございます。資料の5ページをご覧ください。

1総務費、1総務管理費のうち、一般管理費といたしまして1万3,000円、一般管理費人件費として210万8,000円、国保OA経費(OA)としまして44万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、職員の人事異動や人事院勧告等による人件費の調整及び職員給与費の減額措置等としまして職員厚生委託料として1万3,000円、一般管理費人件費としまして給料が213万7,000円の増額、職員手当等が27万9,000円

の減額、共済費が25万円の増額で、合計210万8,000円、国保システムの改修委託料といたしまして44万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、2保険給付費、1療養諸費、一般被保険者療養給付費として412万8,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等給付費として36万1,000円、介護納付金給付費として128万5,000円について、国民健康保険基盤安定事業費が決定したことにより一般財源から特定財源に変更する財源更正を行います。

以上、当委員会付託分といたしまして256万6,000円の増額補正でございます。松尾委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。中原副委員長。

中原副委員長 歳入歳出ともに出てきていますけれど、国保システムの改修に関わってお尋ねをいたします。

歳入のところで説明をいただいたのですけれども、どういうシステムの中身なのか、資格の管理について効率化、適正化という言葉があったかなというように思うのですが、具体的にどういうものなのかというのを教えていただきたいと思います。

それで、このシステムは今の説明聞いていますと、国がソフトみたいなのを作っているのがあるのだけど、それをまだ導入していない市町村が導入するのであればどうぞということで、ちょっと違うみたいな感じ、説明してください。

10分の10の補助率で導入経費に充てるということなのかなというふうに思ったのだけど、ちょっと違うみたいな、首かしげておられるので、いきさつも含めてお聞きしたいなど。

それから、参考までにこのソフトはどこが開発しているところのものかということについても聞いておきたいなどと思います。お願いします。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 保険年金課、松本です。

まず、今回の改修につきましてですが、先ほど少しご説明をさせていただいた内容なのですが、平成30年度の広域化にあわせまして国が事務の効率化を図るために標準的なシステムを開発して各都道府県ないし市町村に無償で配付を行っているシステムがございまして。

現在、国民健康保険の業務につきましては、このシステムを活用して行っているものがほとんどになっておりまして、このシステムにつきまして本町においてはまだ導入をしていない市町村に当たります。

今回の改修の内容につきましては、再来年以降になりますが、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針というのが国で出された関係で、マイナンバーカードの健康保険証としての利用に向けた環境整備を国が今行っております。

この内容につきましては、マイナンバー制度のインフラを利用しまして個人単位で健康保険の資格等を一元的に管理する仕組みといたしましてオンライン資格確認システムというのを構築、運用するというものであります。

このシステムを利用することによりまして、医療保険におきまして、中間サーバーで一括で資格等の情報を管理することによりまして、被保険者の方が医療機関にかかられたりしたときに、ご本人さんの医療情報等を医療機関が確認して円滑に治療等受診したりとか、あと薬剤情報等についても確認ができるようなサービスを提供する仕組みというように聞いております。

今回の改修に当たりましては、このオンライン資格確認システム自体が令和3年度からの運用を開始するというので進められておりまして、その運用に向けての改修でございます。今回におきましては、住民情報のうち外国人被保険者の資格情報につきまして、今現在、国民健康保険におきましては、今、連合会が運用しております、標準システムの一部であります国保情報集約システムというものに連携をさせるために必要な内容の改修を行うこととしておりまして、これに対して補助を受ける内容となっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 いきさつや中身についてはわかりました。

けれど、これは平たく言うと、マイナンバーカードを持って病院に行ったら、それが診察券がわりになるというか、その中に本人の医療情報が入っていて受診できるというか、そういう感じでしょうかね。

病院が発行する診察券ではないですから、診察券がわりになるというのは少し語弊があるということなのでしょうけれど、それもできるものということなのですか。

今の説明聞いていると、また説明してくださいね。今の説明聞いていると、そういうことが計画されているのだけど、今回は外国人の資格に関する運用を市町村でもできるようになることだけが導入されるのかなと思ったのだけど、もう一回説明してください、お願いします。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 保険年金課、松本です。

すみません、少し説明がややこしかったのですが、マイナンバーカードと健康保険情報を連携させて、マイナンバーカードを健康保険証として利用していただくことができるようになるというように聞き及んでおります。

今回の改修におきましては、再来年度の運用に向けて、まずは外国人被保険者の方の資格がうまく連携できるように、事前に改修を行うものと聞いております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 わかりました。

ただ、今の説明でもまだよくわからないのが、まずは外国人の被保険者の資格についてシステム改修を行うというようなことを聞いたのだけど、まずはということは、今回はそのことに限るのですか。

それとも、マイナンバーカードを保険証として利用できるということも今回のシステムの中に入っているということですか。どっちなのでしょう。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 保険年金課、松本です。

外国人被保険者ではなく、国籍が日本人の方等につきましては、もう既にマイナンバーの制度で一応資格というか、住民票の移動等については既にある程度一元管理がされておりますので、外国人被保険者の方につきましては出入国の関係とか、あと、今ちょっといろいろ話題になっております特定技能制度で国内に入られている方の移動等について、まだちょっと整備が不完全な部分が残っているので、その部分の在留資格を一元的に管理するための改修というように聞いております。

中原副委員長 マイナンバーカードが保険証として利用できるかについての回答をお願いします。

松尾委員長 続けてどうぞ。

松本しあわせ創造部副理事 保険年金課、松本です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになるのは、今回の分には入っておらず、来年度以降、システム自体を改修して、再来年、令和3年度から実際に活用できるように改修するという予定というように聞いております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今回はそのマイナンバーカードを保険証として利用できるというものはこの4

4万5,000円の中には入っていないというように考えたいですね。

そうしたら、何でそのような説明、今したのかなという疑問が発生してくるのだけど、もうそれが入っていたら、私はもうこの議案は大反対です。医療情報をさらけ出すことになりますからね。

ですけど、そうではない、そういうことが計画されている、その言葉は私はよくないことやというように思っていますけどね。

今回の、この提案の中身としては、技能実習生の在留資格は少し難しいですね、何か、あのそのあたりの運用を市町村が直接できるようになるということなのではないでしょうか。

最初の説明で、府の広域連合ということになるのかな、そこが事務を、外国人の方については運用は府のほうでやっていたけど、市町村でもできるようになるという、そういう改定かなと聞いていたのですが、そこはちょっと違うのでしょうか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 保険年金課、松本です。

今回の改修につきましては、今、国民健康保険の被保険者情報について、国保標準システムで連携をさせるために、国保連合会が運用している集約システムに資格情報を全て、毎日連携をさせているのですが、その情報について在留資格の分を正しくというか、連携をさせるために今回改修するというように聞いております

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 なるほど、国保連合会との連携ということなのですね。わかりました。

ちょっとこの辺は私も実際の実務上、どのようなことをなさっているのかわからないので、ちょっと実務的なことについてわからない部分があるのですが、1点、ぜひお気をつけいただきたいことが今の説明聞いていて出てきたのですが、岬町は実習生の施設が複数ありますから、そのことに伴って、非常に国保の事務も本当に大変な状況に、この点ではこの点でなっているわけですが、この外国人労働の問題ですね、少し観点が国保そのものからは外れるのですが、在留資格って複数、いろんな条件で在留資格っていうのがあるし、条件もあるわけですよ。1週間に何時間までしか働いたらあかんとか、条件によっていろいろ雇用の条件もいろいろありますけれど、そのあたりですごく問題が全国的に発生してきていますよね。

ですので、そういう意味でいうと、国保のところでの事務に当たる中でも、ぜひそういう観点も持って実務を進めていただきたいなというように要望しておきたいと思いま

す。

外国からせつかく日本に来られて、技能実習生で言いますと、一定の技能を獲得して、それを母国へ持ち帰るといふ、その前提そのものが実は今崩れていますけれど、一定の夢を持ってこられているという方がほとんどだと思いますので、そういう方たちが不当な扱いを受けたり、被害を受けたりしないようにということと言うと、あまり直接かわることないとは思いますが、そういう視点も持って、ぜひ実務に臨んでいただきたいなというようにお願いしておきたいと思ひます。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第68号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第68号は、本委員会において可決されました。

続きまして、議案第70号「令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)について」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

委員会資料の6ページをご覧ください。

令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第2次)につきましてご説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、介護給付費の増加並びに職員の人事異動、本町の行財政改革による職員給与費の減額措置及び人事院勧告による給与改定に伴い必要となる介護保険特別会計で支弁する人件費の調整に係る経費について計上するため編成いたしております。

歳入につきましてご説明いたします。

1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料としまして471万8,000円の増額。現年度分普通徴収保険料としまして52万5,000円の増額補正でございます。

次に、2 分担金及び負担金、1 負担金、認定審査会共同設置負担金としまして16万4,000円の減額補正です。

次に、4 国庫支出金、1 国庫負担金、現年度分といたしまして284万円の増額補正です。

次に、2 国庫補助金、現年度分調整交付金といたしまして87万円の増額補正です。

6 ページから7 ページにかけてご覧ください。

次に、2 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、現年度分といたしまして4万9,000円の減額補正です。

次に、3 地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）、現年度分としまして36万4,000円の増額補正です。

次に、5 支払基金交付金、1 支払基金交付金、現年度分といたしまして383万4,000円の増額補正です。

次に、2 地域支援事業支援交付金、現年度分といたしまして5万2,000円の減額補正です。

次に、6 府支出金、1 府負担金、現年度分といたしまして177万5,000円の増額補正です。

7 ページから8 ページにかけてご覧ください。

次に、2 府補助金、1 地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）、現年度分としまして2万4,000円の減額補正です。

次に、2 地域支援事業交付金（包括的支援事業任意事業）、現年度分としまして18万2,000円の増額補正です。

次に、10 繰入金、1 一般会計繰入金、現年度分としまして177万5,000円の増額補正です。

次に、2 地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）、現年度分としまして2万4,000円の減額補正です。

次に、3 地域支援事業繰入金（包括的支援事業任意事業）、現年度分としまして18

2万5,000円の増額補正です。

委員会資料の9ページをご覧ください。

次に、職員給与費等繰入金としまして168万5,000円の減額。事務費繰入金としまして7万4,000円の減額補正です。

次に、11諸収入、2雑入、雑入としまして8,000円の増額補正です。

以上、当委員会付託分計としまして、歳入は2,157万2,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の10ページをご覧ください。

1総務費、1総務管理費としましては職員の人事異動、本町の行財政改革による職員給与費の減額措置及び人事院勧告による給与改定に伴う人件費の調整のため、一般管理費人件費として168万5,000円の減額。一般管理費としまして、1万6,000円の増額補正でございます。

内訳といたしましては、給料41万4,000円の減額。職員手当等83万6,000円の減額。共済費43万5,000円の減額。職員厚生委託料1万6,000円の増額でございます。

次に、3介護認定審査会費、介護認定審査会費人件費といたしましては、本町の行財政改革による職員給与費の減額措置及び人事院勧告による給与改定に伴う人件費の調整のため24万6,000円の減額補正でございます。

内訳といたしましては、給料8万7,000円の減額。職員手当等2万2,000円の減額。共済費13万7,000円の減額補正です。

次に、2保険給付費、2介護予防サービス等諸費といたしまして、介護予防サービス給付費1,200万円の増額。介護予防サービス計画給付費220万円の増額補正です。

内容としましては、介護予防サービスに係る給付費及び計画給付費の増加によるものでございます。

次に、4地域支援事業、2一般介護予防事業費、介護予防普及啓発事業費（人件費）といたしましては、本町の行財政改革による職員給与費の減額措置及び人事院勧告による給与改定に伴う人件費の調整のため、19万3,000円の減額補正でございます。

内訳といたしましては、給料7万3,000円の減額、職員手当等1万8,000円の減額、共済費10万2,000円の減額補正です。

次に、3包括的支援事業任意事業費、地域ケア会議推進事業（人件費）につきまして、本町の行財政改革による職員給与費の減額措置及び人事院勧告による給与改定に伴う人件費の調整のため、8万2,000円の減額補正でございます。

内訳といたしましては、給料4万5,000円の減額、職員手当等7,000円の減額、共済費3万円の減額補正です。

委員会資料の11ページをご覧ください。

次に、認知症総合支援事業人件費につきましては、職員の人事異動並びに本町の行財政改革による職員給与費の減額措置及び人事院勧告による給与改定に伴う人件費の調整のため956万2,000円の増額補正でございます。

内訳といたしましては、給料429万6,000円の増額、職員手当等344万9,000円の増額、共済費181万7,000円の増額補正です。

以上、当委員会付託分計としまして、歳出は2,157万2,000円の増額補正でございます。

松尾委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして質疑ございませんか。坂原委員。

坂原委員 委員会資料の10ページですが、介護予防サービス給付費、それと、その下の介護予防サービス計画給付費ですね。この2点について、少しお聞きしたいのですが。

大阪府下でも高齢化率が非常に高いほうになっている岬町ですが、これからもますます少子高齢化が加速度がついて進んでいくだろうというように思われます。

そういう意味では、介護保険に係る医療費もかなりなものだろうと思うのですが、それを抑えるには、やはり予防ですね、予防はしっかりしなければならないと思うのですが。

ここで、特にその介護予防サービスで給付費が増えているというので、計画もあわせてその要因といいますか、どのようなことで増えているのかということと、それから、この補正予算額の財源ですけど、国庫、府もありまして、その他特財ってあるのですが、その他の特別財源というか、何があるのかというところ辺を教えてください、お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、介護予防サービス給付費と介護予防サービス計画給付費の増額の要因でござい

ますが、こちらにつきましては、平成31年4月以降、制度の改正がございまして、具体的な改正内容といたしましては、通所のリハビリテーションの給付が、従来3月までは医療給付、いわゆる健康保険で給付がなされておったものが、平成31年4月1日以降、医療保険での給付というはすることができなくなったものでございまして、こちらにつきましては介護保険による通所リハビリテーションでの給付というように移行されたものによるものでございます。

全てのリハビリが移行されたというわけではございませんで、リハビリにつきましては、大きく分けて病気になった後の急性期とその後の回復期、その後の維持期、生活期という四つに分けられておりまして、病気が治られた後の急性期及び回復期につきましては従来どおり医療給付で給付がされておりまして、あと身体の維持とか生活機能の回復を目的に行われるリハビリテーション、いわゆる維持期、生活期につきましては介護保険での給付ということが法的に定められておりまして、それが平成31年4月以降実施されたことによりまして、そのリハビリ期にある方につきましては介護保険の給付によるというものになったもので、今回、給付費の増額となったものでございます。

もう1点ですけれども、その他特財というところの内訳でございまして、介護保険給付費につきましては、介護保険法によりまして財源が決められておりまして、まずは国の支出、国庫支出金ということで国の支出、あと府の支出ということで、国庫が大体25%、大阪府の支出が12.5%、あと町が12.5%ございまして、それで約25%、12.5%、12.5%の合計50%、半分が公費負担ということになっております。

残りの半分につきましては被保険者負担ということで、1号被保険者の負担というのが一般財源になっておりまして、1号被保険者の負担が大体23%程度あります。

あと残りの27%につきましては、40歳から65歳未満の方の2号被保険者の方が健康保険に合わせて介護保険料のほうを納めていただいておりますので、そちらのほうを支払基金からの交付金ということで町に入ってきておりまして、その分がその他特財の中に入っておりますということで、その他特財の内訳といたしましては、2号被保険者の保険料であります支払基金の交付金と、ここに町の繰入金としまして12.5%の町の負担金が合わさった形の表示になっております。

松尾委員長 それでは、ほかの委員の皆さん、質疑ありませんか。中原副委員長。

中原副委員長 今、質疑のあった介護予防サービス給付費と計画給付費の増額要因についてはわかりましたが、このことに伴って利用状況といいますか、そのあたりの比較等はさ

れていますかね。

これ、医療から介護だからつかみにくいというか、私が心配だなと思うのは、医療給付として受けておられた方が介護給付として引き続き必要なサービスであるとすれば、それが適切に利用できる状況が確保されているかという問題なのですね。

一つは、そのサービスが適切に提供をされ、それぞれの方の自立をサポートするという役割がきちんと果たしているのかという問題と、それから、負担の問題なのですね、気になるのはね。

また、医療についても介護についても、この2点が気になる場所なのですけど、そのあたりでもしわかっておられることがあればお聞きしたいなと思います。

それから、もう1点、人件費なのですけど、今回、どの会計にも人件費が三つの要素で関わって、たくさん計上されているわけなのですけども、介護保険の分野についていいますと、この会計の中では地域支援事業費の認知症総合支援事業費、これだけが増額になっていて、それが全部減額なのですね。

さっき、説明を聞いておりますと、この今、増額になっているというように私が言ったところについては、人事異動もその一つの要素だというようにお聞きしました。

ということから類推しますと、増額になった一番の要因というのは人事異動に伴うというように考えていいのか。

今回、人勸の中で比較的若手の方については給与改定でプラスの改定ということになっておりますので、その影響もあるのかと思ったり、全体として2%カットが、何というのか、かなりの打撃になっているなというようには見て思っているのですけど。

人件費に関わってということと言うと、私のこういう理解の仕方でいいのかどうか、少し確認をさせていただきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

まず、2点目の人件費のことに关しましては、副委員長おっしゃるとおり、こちらの認知症総合支援事業費につきましては、職員の人事異動に伴うものが大きな要因となっております。こちらにつきましては平成31年4月での人事異動に伴い介護保険で支弁する職員が1人増員となったためでございます。

1点目の介護予防サービスの制度改定に伴う状況ということですが、ちょっと私ども制度変わったばかりでございます。なかなかその状況というのはつかめてい

ないところでございます。

今回、補正予算につきましては介護予防サービス給付費、計画ではなく上のほうの介護予防サービス給付費につきましては大体、この4月以降の実績を加味しまして、大体月当たり25人ぐらい増えておるところでございます、1人当たり平均しますと大体月4万円ぐらいの給付が使われているということで、一月当たり4万円の25人分の増加を見込んでおるところでございます。

介護予防サービス計画費につきましても、同様に4月以降の実績を加味しまして、大体一人当たり4,600円の一月当たり40人ぐらいが利用されているのかな、増えているのかなというところでございます、その分を計上させていただいているところでございます。

松尾委員長 中原副委員長、どうですか。

中原副委員長 いいです、いいです。

松尾委員長 そのほか、委員の皆さん質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第70号は、本委員会において可決されました。

議案第75号「岬町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

松尾委員長 それでは、質疑ございませんか。坂原委員。

坂原委員 健康ふれあいセンターの指定管理者ということなのですが、引き続き、明治スポー

ツプラザさんにしてもらおうということです。

引き続き、今、同じ業者に指定管理してもらおうということなのですが、今までの使用状況といたしますか、利用した住民さんからの要望とか、あるいは運営上、施設管理上といたしますか、苦情とか、そういうのは利用者からはなかったのか。

また、あるとすれば、どういう対応をしたのか。

特に、この明治さんに管理してもらってここ数年の利用者数の推移はどうなのかと、その辺のところをお聞きしたいと思いますのでお願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。委員のご質問にお答えいたします。

まず、現指定管理者が指定している間での指定施設への要望、苦情等の状況でございますが、要望につきましては幾つかいただいているところございまして、具体例を挙げるならば、本年9月で補正予算をさせていただいた事項でございますが、浴場、お風呂の洗い場のところに仕切り版を設置させていただいたりとか、お風呂の更衣室内にございますトイレの洋式化というのは利用者からの要望が大変強いものでございましたので、その要望に対してお答えさせていただいてやらせていただいたというようなことがございます。

あと苦情につきましては、苦情といたしますかご意見のほうはいろいろいただいたりいたしますので、それにつきましては月一回行っております指定管理者との月例の会議におきまして、ご意見に対する対応につきましては、指定管理者と協議させていただいて、きちっとした誠意ある対応をやっていただいているというところでございます。

あと、最後の利用者数でございますが、令和元年度はまだ途中ですので、ちょっと集計ができてないのですが、平成30年度の利用者数につきましては、お風呂を利用された方が4万9,087人で、プールを利用された方が2万1,751名で、その他、トレーニングジムであるとかフィットネスであるとか、その他の施設を利用された方が2万5,125名ということで、合計9万5,963名の方が平成30年度はご利用があったというところです。

現指定管理者が指定管理を始めましたのが平成27年度からになっておりまして、平成27年度につきましてはお風呂が4万7,601名、プールが2万2,735名で、その他の施設が1万7,935名ということで、8万8,271名ということで、この4年、5年の間で利用者は少し増やしていただいているというところでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 要望についても、その都度、対応していただいていると。また、利用者数も伸びてきているということですね。利用する住民にとって利用しやすいような環境があるのかと思います。

また、プールなんかも、指導者が教えるのが上手で、子どもも安心して預けられるということをよく聞きます。

町の施設でありますので、引き続き岬町住民が利用しやすいように管理していってもらえるように指導もしていってほしいと思います。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 委員会資料の15ページの選定理由というところで、温水プールについて少しお尋ねしたいのですが、前明治スポーツプラザが続いて委員会のほうでは候補者として決定したということで、続いて5年間という話でございしますが、丸印のついていの中で、かつ一番上ですけれども、かつ質の高い指導が期待できることとか、三つ目の小学生6年間で全員がクロール25メートル泳げることを目標設定するという、プールについて少しお尋ねしたいのですが、明治スポーツプラザさんは指導者もいい方が来ていただいていると聞いているのですけれども、プールで競泳なんかを専門にやっているコースもあると聞いているのですけれども、子どもなり、そこに来られている大人の方でそういう大会に出て何かすばらしい成績を上げたような方がおられるかどうか。あれば教えていただきたいということと。

下の、6年間の小学生を25メートル泳げるという実績的なことは、今5年間でしょうけれども、どの辺まで目標が達成されつつあるのか、その辺を教えていただきたい。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

プールに関しましての選手ということでございますかね、岬町の健康ふれあいセンターで育った選手ということですかね。

すみません、そちらにつきましては、ちょっとこちらのほうでは存じ上げてございませんので、また調べておきたいと思います。

あと、学校水泳授業の全員がクロール25メートル泳げるという目標での実績ということでございますが、こちらは明治スポーツプラザがこちらのプレゼンテーションで言っていた内容でございますが、岬町の住民のお子様につきましては、比較的、明

治さんがほかでやられているスクールの生徒さんよりもよく泳げるというようなことがございまして、よく泳げるというか、泳げるお子さんが多いというところがございます。

そちらの要因につきましては、明治スポーツプラザさんがおっしゃるには、岬町につきましてはプールが1カ所ございまして、そちらの健康ふれあいセンターのプール、もともと町のプールが幾つかあったのですが、そちらのほうが健康ふれあいセンターのほうにプール1カ所に集められたというところと、あと町内の小学校3カ所がプール授業ということで健康ふれあいセンターを使われているということで、比較的、子どもさんが小さい時分からプールに親しみやすい環境が整っているのではないかとということで、泳ぎが上手な方が多いということで、逆に6年間で25メートル泳げるというのは、どちらかというと簡単にクリアしてしまいそうなぐらいの状況であるということは聞いておりまして、もう少し高くしてもいいのではないかなというぐらいの状況であるというの聞いております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 今回の答弁でいくと、ほぼ25メートルは最低でも泳ぐ方が、全員というような解釈という感じでよろしいですかね。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

全員ということであれば、少し誤り等ございますが、かなり多くの方が泳げているという状況でございます。

その辺は個人差がございますので、やはり泳げない方もいらっしゃるというのはあると思います。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 もう1点、競泳の選手コースもあると聞いて、結構熱心にされている方も、大人の方なんかもおられて、大会も出ておられると聞くので、また、そういう成績を上げておられる方がおられたら、またお教えいただければ結構です。

松尾委員長 ほかに委員の皆さん、質疑ございませんか。竹原委員。

竹原委員 一つお尋ねします。

先ほど坂原委員のほうからも利用者数について答弁ありましたけども、昨年度ですか、9万5,000人のうち町民の割合というのですか、町内在住、または岬町関係の方の利用者数とか、他市から来られている方とかいう内訳というのわかりますでしょうか。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

一般利用の方の町内、町外というのは、すみません、持ち合わせていないのですけども、スイミングスクールのほうの町内、町外での利用者というのがございまして、大人、子ども含めましてのスイミングスクールの全体といたしまして約4,200人程度、延べで利用されているのですけども、こちらにつきましては、そのうち3,200人程度が町内、約950人程度が町外の方の利用ということになっております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 その他、お風呂とかプールの利用で、恐らく町内であろうが町外であろうがデータで取っていないと思うのですけど、その点、町で持ち合わせてないというか、取ってなければならないと言っていたきたいのですけど、どうでしょうか。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

すみません、一般利用、見つかりました。

まず、お風呂でございますが、町内の方の利用が3万2,000人程度ございます。町外の方が1万7,000人程度が町外の利用でございます。

プールにつきましては、町内の方が1万2,000人程度、町外の方が9,600人程度ということでございます。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 この議案を読ませていただいた中で、14ページに管理経費のことに関する点数がかなり低いということで、原因が何なのかなと考えると、管理運営経費、指定管理候補者からの提案額というのが5,466万9,000円、これは平成31年度の予算書等々を見比べて、消費税が8%から10%に変わっただけで内容の元の金額が4,970万円か、これ同じ額で提案してきているから経費の点数が低いのではないかと。

その中で、業者がもうけようとするならば、料金を改定するか、利用者を上げるかどっちかということになるのだと思うのですけど、実際、5,470万円近く、岬町の町民1万5,600人ぐらいで割りますと、大体1人当たり年間3,500円ぐらいかかっている、町民の1人当たり、生まれてきてからお年寄りの方まで1人当たりで割ると3,500円かかって、4人家族であったら1万4,000円、この健康センターのために使っていて、それで、言ったら申し訳ないのですけど、町内の方と町外から利用に

来られている方で先ほど報告のあった人数、プールに当たってはほぼ4割の方が町外から来ているということで、これ、担当レベルの答弁じゃなくて結構なのですが、岬町の健康ふれあいセンターの設置条例みたいなものがあるのですが、その中で料金がずっと平成8年から同じ料金で決まってきたのかなと、このように思っているのですが、いろいろな施設を利用させていただいたら、町民価格と町外価格と別という施設が中には、市町村によってはあるのですが、そういう改定をしてあげてもいいのではないかと。

逆に、町民の方の値段を下げて、町外の方を上げるとか、そういう方向も考えていいのではないかと。

その考えるタイミングというのが、やはり指定管理者の契約を変えるときに変えるのが一番いいのではないかと、私はそのように思うのですが、そういう考えというのは行政の執行部の判断としてみじんもなかったのかなと思うのですが、その点どうでしょうか。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 しあわせ創造部の松井です。

今、委員言われますように、指定管理の委託料につきましては、今回、点数が低いという中で、集客率を上げるかという方法を指定管理者のほうでやっていただきたい部分ではございますが、料金につきましては、値上げするという考えも中にはあるのですが、値上げすることによって利用者数が減少する懸念もある中で、なかなか利用料の値上げというのは今までさせていただいてないところでございます。

今、言われていますように、町内、町外と差をつけるとか、そういった部分についても値上げにつながる部分で利用者が減少するということも考えられますので、十分その辺についてはまた検討していきたいというように思っております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 部長のほうで一番現場に近い方なので、検討していただいたらと思うのですが、いつピアツァ5に行っても止まっている車の半分ぐらいは和歌山ナンバーだということは、目に見えてわかることですので。

悪いことではないと思うのですよ、和歌山の方でもこの施設がいいかなと思って来てくれていて、よそではないいい施設だと思いますので、ぜひ前向きに、これは要望でお願いしたいと思います。

松尾委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ありませんか。反保委員。

反保委員 奥野委員の関連になると思うのですが、このピアツァ5の売り物は、一番の売り物はトップアスリートがこの会社にはおられるという、そういうふうにお聞きしているのですが、そのトップアスリートの方は岬に来られるのですか。その辺、少しお聞きしたいなど。

売り物は、この明治スポーツプラザはトップアスリートの方がたくさん在籍しているということですが、岬町にも来られるのでしょうか。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

岬町にトップアスリートの水泳選手がいるかどうかというのは、先ほど私、奥野委員の質問にもお答えさせていただいたとおり、ちょっと把握してないところではございますが、明治スポーツプラザの中でトップアスリートといえますか、そういった方が岬町に来られることがあるのかというところではございますけども、過去、平成27年か平成28年か、明治スポーツプラザが指定管理者になった当時、何年か前なのですが、トップアスリートの方をコーチに招聘いたしまして1日そういうイベント的な企画をやらせていただいたということがあったというのは聞いております。

松尾委員長 反保委員。

反保委員 トップアスリートが来られているのであれば、私もぼちぼちジムへ入会しようかなと思って、そういう方の指導を一度受けてみたいなどと思って質問させていただきました。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑ありませんか。中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料の14ページの選定審査の結果の一覧表に関わってお尋ねをいたします。

幾つか項目が掲げられて、その中で7名の委員さんが得点をつけておられるところなのですが、この評価方針の三つ目で、管理経費の縮減に関する方策のところについては、満点が210点に対して、7名の評価合計点は35点というように非常に低い点数ということになっています。

これについては、お聞きしたところで言いますと、委員さんが得点をつけた合計というわけではなくて、岬町のほうから上限額というのが示されているわけですが、今回は上限5,500万円という提示だったかと思うのですが、それに対して候補者が

らの提案額が示されて、その割合によって機械的にこの得点のはじき出されるというように聞いたのですけれど、岬町が5, 500万円を上限としていると、町としてはできるだけこの金額より低い額で提案をしていただきたいわけなのですけれど、その差が少なかったというように、この数値を見るとそういうように理解できるのかなというように思うのです。

これは、どのように算定をされるのか、参考までにお聞きしたいと思います。

今、岬町が示している上限の金額から、どの程度乖離があるのか、何%だったら何点とかいうように決めているのかなと思うのですが、その算定の仕方を聞いておきたいと思います。

それから、この事業者については前回も同じような選定を経て選ばれた事業者であるわけなのですけれども、前回の選定のときよりも獲得した点数だとか、平均点が非常に低くなっているのですね。

懐かしい前回のいきさつを会議録をざっと見返してみたのですよ。それで、そのときの会議録を見ていると、2015年2月の臨時会が開かれて、相当大変でしたよね、前回の選定については。

1回募集かけましたけれど、1回目失格になってというようなことで、期限が迫る中で、今、教育長されている古橋さんが非常にそのときのトップということでご苦労なされた。そういえば、そんな時だったなということを読み返して思っていたのですけれど、前回と比べて選定理由の中で、15ページにいいこといっぱい書いてあるのですよ。すごく積極的な提案もあって、利用者の満足度も一定あるのだろうなというように私は思っているのですけれど、ここにいいこといろいろ書いてあるのに、何で前回より得点が低いのかなとかという素朴な疑問が発生しておりまして、それに対する回答をいただければなと思っています。

それから、利用者数について私もお尋ねしたいのですが、2014年度の利用者数についてもお聞きしたいと思います。

なぜ、これを聞くかというのと、今の明治スポーツプラザさんの前のアクアテックさんが長きにわたって運営をしてくださっていたわけですが、その最終年度に当たりますので、参考までにそことも比較をしたいというように思いますから、2014年度の利用者数についてもお示してください。

それから、もう1点、利用者数についていうと、先ほどお答えになった町内と町外の

利用者をもう一度お聞きしたいのですよ。

さっき聞いた、私がちょっと多分メモを間違えているのではないかなと思うのですが、何か全部さっき聞いたのを足したら、2018年度の総利用者数より数が少し大きくなってしまいますので、もう一度、町内、町外の利用者についてお聞きしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

副委員長の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、管理経費の縮減に関する方策のところの審査基準といえますか、その点数のつけ方というところでございますが、本議会でも部長から説明させていただきましたとおり、今回、選定委員会におきましてあらかじめ審査基準というのをまず定めさせていただきます。

その中で、この管理経費の縮減に関する方策に関しましては、町のほうの公募要領で上限額を今回、税込み5,500万円ということで設定させていただいておりますので、上限ですので、それを上回る提案はだめということで、それをどの程度低い価格で提案いただくかというところが評価基準の全てということになっておりまして、そちらのほうからどの程度の割合が低ければ何点という形の審査基準をあらかじめ決めさせていただいたところございまして、具体的には1%未満であれば委員1人当たり5点というような形での評価基準となっておりますので、今回、事業者からの提案が5,466万9,000円ということで1%に満たないというような提案額でございましたので、こちらの点数につきましては委員1人当たり5点というのが一律で機械的に評点されているところございまして、委員の方の個別の評点をつけさせていただいたものではなく、審査基準に基づいた機械的な点がここには入っております。

もう1点目の質問で、前回より得点が低いということでございますが、これも先ほどの管理経費の縮減のところに関係するところでございます。

こちらのほうの点数が1人当たり5点ということで35点と非常に低かったものから、全体の評点としまして、恐らく前回、5年前の評点よりも落ちたのかなというところでございます。

あと、2014年度ですか、利用者数に関しましては、2014年度といえますと、平成26年度でよろしいですかね。

中原副委員長 はい。

南福祉課課長代理 平成26年度の利用者数に関しましてお答えさせていただきます。

お風呂が4万7,600人で、プールが2万3,848名、その他の施設が1万9,721名ということで、合計が9万1,169名というのが平成26年度での利用実績となっております。

最後、町内、町外の内訳の数字が少しおかしいのではないかとこのところですけども、平成30年度で答えさせていただきましたので、平成30年度のお風呂の利用者数が全体で4万9,000人程度あります。

先ほど私が申し上げた町内、町外の内訳としまして、お風呂が町内の方が3万2,000人程度と言いましたかね。町外の方が1万7,000人程度ということで、合計すると4万9,000人程度になられるかなと思います。

プールに関しましても、全体で2万1,751名ですので、プールの町内の方が1万2,000人程度ですか。町外の方につきましては9,500人程度と言わせてもらいましたか、9,600人程度ということで、おおむね合計数に近いものとなるかなと思われま。

松尾委員長 中原副委員長、どうですか。

中原副委員長 わかりました。

1点目にお聞きした経費の問題で、これは審査基準並びに要領で自動的に算出をされるということで、これが前回の得点よりも引き下がった主な要因であるということが聞かれました。

そうであるならば、一つは、選定委員7名の評価合計点っていうように書いてあるわけで、これだけを見たら、この15ページに7人の委員さんでしたか、7人の委員さんが点数をつけた数の合計というように見えるのですよね。

説明を聞いたら、ああそうかと、別にそれぞれの委員さんの、何と言うか、判断は全くこの35点については含まれないのだなということはわかるのですが、それであるならば、やはりこの結果に対して、ここについては個人の評価が含まれない、もう自動的に計算されて出てくるものなのだというようにどこかにはやはり記述するべきではないかなというように思うのです。

これは、例えば委員さんによっては、この金額は非常によく頑張っているという評価をされている方がいたとすれば、こんな低い金額って思われたら何か不本意だなという

方がおられたらいけないので、これについてはもう少し工夫が必要なのではないかなというように思いますので、次の機会は5年後ということになりますけれど、ぜひ誤解を生まないような記述の仕方をご検討いただきたいと思います。

それから、2点目にお聞きした利用者の数なのですが、先ほどちょっと私、何か聞きながら書いているところによると、スイミングの利用者がどうっていう説明があったような気がするのです、というか、そうなのだと思うのですよ、私が書いている記録によると。

町内外の数についてお示しをいただいて、お風呂の町内外とプールの町内外と、それからスイミングの利用者も言ってくださったのかな。それ全部合わせたら数は総数より上回ってしまうのだけど、スイミングの利用者ってプールの利用者のことなのか、でもスイミングの利用者として私が書いている記録の数とプールの利用者の記録の数はまた違うのですよ。

ちょっと、もう一回教えてもらいたいなと思います。

それから、もう1個聞きます、新たに。

委員会の委員の構成についてお聞きするのですが、15ページに健康ふれあいセンターの指定管理者候補者選定委員会委員の一覧が示されています。これは、前回の候補者の選定委員会の資料をお持ちかどうかわからないのですが、お持ちであれば、委員さんの名前とその肩書きを教えてくださいたいのと、それから前回と今回、それぞれ副委員長の選定方法について。前回と今回同じであれば、それはそれでいいですけど、副委員長の選任の仕方についてもお聞きしたいと思います。お願いします。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

まず、1点目の利用者のところでございます。すみません、先ほど竹原委員のご質問に対して、町内、町外の人数ということでご質問ありまして、ちょっと資料のほうはすぐに見つからずに、すみません、スイミングスクール、体操教室ですね、いわゆるスイミングスクールの利用者数、教室の利用者数を延べ人数でお答えさせていただきましたということで、町内の方につきましては三千二百何人とか、町外の方につきましては900人程度という形でお答えさせていただいたということでごございまして、こちらの人数につきましては、指定管理者のほうで集約しております利用者数には、スクールにつきましても含めていないというところですので、これはちょっと別で集計している数字

でございますので、混乱させてしまいまして申し訳ございません。

こちらにつきましては、別での集計ということになっております。

続きまして、委員構成ですけれども、前回の委員構成の肩書きということでよろしいですかね。

今手元に、前回の資料がないので、記憶での話になるのですが、まず、前回は委員長に大阪府立大学の教授を選定させていただいておりまして、たしか副委員長には白井顧問になっていただいています。

あと、税理士の方が1名と、あと民間の研究者の方で、大学名は忘れたのですが、大学の非常勤講師をされている方が1名、女性の方です。

あとは、民生委員児童委員の会長の方が1名と、自治区の連合会の会長と、あとは行政といたしまして、当時の大阪府から派遣されております理事の7名でたしか構成されていたと記憶しております。

あと、副委員長の選任方法につきましては、委員長の推薦というか委員長が指名するというような形で設定させていただいております。それは、前回も今回も同じでございます。委員長の指名によりまして白井委員が前回も今回も副委員長といたしますか、委員長の職務代理者という形での選任となっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 さきにお答えいただいたスイミングとか体操教室の数についてですけど、これは、この方々はプールの利用者には含まれないということなのですね。そうですか、わかりました。

それから、指定管理者の選定については、これは町長の諮問事項として取り扱われて答申を出すというようなことなのではないでしょうか、行っていることの中身としては、そういうことであるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

指定管理者の選定委員会につきましては、まず岬町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例というものが岬町で制定しておりまして、その中で、その15条の中に意見の聴取ということで、町長は指定管理候補者を選定しようとするときは学識経験者、その他町長が必要と認める者の意見を聞くということになっておりますので、これに基づいて町長の諮問機関としまして設置し、意見を聞く場という形で選定をして

いただいたというところでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 わかりました。

5年前、私もたくさん本会議の場で質問させてもらいましたけど、ちょっとぼうっとしていたのだらうと思うのです。

というのが、この指定管理者の選定委員会の委員構成と役割のことなのですね。

ちょっと、今後、ぜひご検討いただきたいと思うのが、前回は今回も、私、ごめんなさい、さっき副委員長って言ったけど、そうではなくて委員長職務代理者という役割ですね。

委員長に事故あるときに職務を代理するという、その立場に、前回は今回も、現在は政策情報顧問がなっておられると。

私、この点は、ちょっとやはり今後見直す必要があると思います。白井さんに個人的な文句は一切ありません。高い能力をお持ちの方だということには思っておりますが、ただ、やはり、とりわけ委員長の職務代理という立場を岬町にかかわりのある立場の方がその任務を受けるというのは、ちょっとここは、第三者の機関ということで言うと、よろしくないというように思いますので、ほかのいろんな審議会だとか町長が諮問をして答申を行うというような組織は幾つかありますけれど、そういった中では、そういうことはできるだけ排除しているように私は思っていたのです。

事務局という立場では、岬町の職員は当然関わっておりますけれど、委員にはなるべくならないようにしているのではないかなというように思っていますので、これは今回は健康ふれあいセンターの指定管理候補者の選定の選定委員会ですけれど、そのほかのものについても、町長が諮問をして答申を受けるといったような組織を構成される場合は、岬町とはかかわりのないと言ったら語弊ありますけれど、やはり岬町の職員という立場の方が委員に入るということについては慎重になるべきではないかなというように私は思います。

今後、その点については慎重に運営をしていただきたいと、この点については意見を申し上げておきたいと思います。

それから、あと1点だけなのですが、お金の問題です。

前回、5年前の指定管理者の選定にご苦労なされたのは、指定管理料に大きくは要因があったというように私は思っています。

と言いますのは、今の事業者の前の指定管理者、アクアテックさんは運営上、赤字を出しながら努力をして経営を続けてこられたという実態があったわけですね。

それで、5年前、指定管理者の選定に当たって応募もされなかったといういきさつがありました。

その点についていうと、今、指定管理を受けて事業を行い、また今回も1社入札のような格好になりましたけれど、手を挙げてくださった明治スポーツプラザさんについて同じような運営の状況がないのかという点は不安に感じるわけなのです。

決算の状況なんか町に報告されているかどうか私は詳しくは存じ上げませんが、もし決算状況、また、決算全てということではなくても、財政運営上、厳しい状況がないのか、そのあたりについて、決算出されているのです。財政運営上、赤字で無理して運営されているということがないのか、現状がどうなのかということをお聞きしておきたいと思います。いかがでしょうか。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

副委員長の質問にお答えさせていただきます。

現指定管理者の決算状況というところでございますが、町のほうには毎年、報告のほうはいただいております状況でございますが、そちらに基づきますと、まず初年度、平成27年度の決算状況でございますが、こちらにつきましては24万8,531円の黒字という形で報告はいただいております。

平成28年度につきましては、こちらが96万1,349円の赤字という形で、こちらにつきましては、たしか聞いておりますのが、水道の漏水がありまして、そちらのほうで水道代のほうが高くなってしまったというところで、ここは一時的なものということで、それがなければ黒字になったということは聞いております。

平成29年度につきましては、4万4,697円の黒字というところで、平成30年度につきましては1万30円ほどの赤字ということで、おおむね決算につきましては大きな赤字が出ておらず良好な状態なのかなというように思っております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 この明治スポーツプラザさんは、ほかにも事業所を運営されておりますし、そういう意味でいうと、いろんな財政運営の工夫ができるのかなというように思っておりますし、その財政上の安定性ということも今回、委員の中からプラスの評価という

こともあったのかなというようには推測しています。

少し今お聞きした中で、2016年度、平成28年度は水道管の破損か、理由はわかりませんが漏水があって、水道料金が大きくなったということだったのですが、これは漏水による水道料金の増額については、個人の場合は一定の免除といいますか返金という措置がありますけれど、事業者についてはそういうことはないのか。

これは、かなり発見が遅れたのか、大規模であったのか、そのあたりの実態もしご存知でしたらお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 わかりますか。南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

すみません、私、平成28年度当時のこと、ちょっと存じ上げないのですが、指定管理者からは、水道代の減免につきましては、当時はなかったというようには聞いております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 もうこれで最後にしますが、私は、南さんが優秀だなあと感じて答弁をずっと聞いています。この分野にかかわられて、地域福祉課に来られて、まだ短いというか、1年たってない。それなのに、さっきの一般会計もそうだし、介護のとももそうだし、なかなかよく調べてご準備いただいておりますなどと思って聞いていました。

この財政運営のことなのですが、何て言うのか、大もうけをされてもよくないわけなのですよ、よくないって言ったら変なのだけ。

そうすると、指定管理料どうなのっていう話になってきますよね。

それとか、そんなにもうかっているのだったら利用者負担低くしてよというようなことにもなってくる。

だけど、運営を継続してもらおうと思ったら、やはり安定的な黒字運営。

ちょっと、やはり聞いていると、その4万円とか1万円とか、それは、私は不安だと思えます。

ただ、ここはこのピアツツァ5だけで運営をやっている事業者ではありませんので、中身をよく見ていく必要はあるとは思いますが、もう少し黒字を出しながら運営していただく必要があるのではないかなということは、私個人は思います。

その点について言うと、前の選定のときのような、赤字の運営にならざるを得ず撤退

せざるを得ないということにならないように、よく事業者さんとも運営上の財政の問題についても意見交換しながら安定的な運営を続けていただけるように、一月に一回、協議する場を持っているということですので、そんな機会も生かして、利用者の皆さんにより満足のいただける運営を心がけていただきたいと要望しておきたいと思います。

ありがとうございました。

松尾委員長 ほかの委員さん、ないですか。

1点、中原副委員長から評価点の低いというところがあったと思うのですが、低い点数の内訳というところがあったと思うのですが、少し詳しく明示すべきだというように言われていたような、算定基準ですよ。というのがあったと思うのですが、もしよければ、皆さんの理解を深めるために、今、これ1%未満だったから5点で、7人掛ける5点で35点というように出ていますけれども、これが例えば、何%だったら何点でというのがわかるようでしたら皆さんに教えていただけたらなと思うのですが。

南課長代理。

南福祉課課長代理 福祉課、南です。

すみません、答弁のほうで漏れておったと思います。申し訳ございません。

管理経費の縮減に関する方策の中での評点でございますが、まず、こちらのほうが、第1回の選定委員会で評価基準を決定させていただいているものになります。

こちらによりますと、上限額から5%以上の削減があれば30点の満点というところで、そこから3%から5%未満であれば20点、1%から3%であれば10点、1%未満であれば5点、効果額がなければ0点というような評価をつくらせていただいて、それに基づいて評価をさせていただいたというところでございます。

松尾委員長 ありがとうございます。

中原副委員長、よろしいですか。

中原副委員長 はい。

松尾委員長 そうしたら、質疑なしと認めたいと思います。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

竹原委員、賛成ですか、反対ですか。

竹原委員 賛成なので、反対の方から先していただいたら。

松尾委員長 反対の方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 どうぞ、竹原委員。

竹原委員 議案第75号の案件に対し、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

厳しい予算の中で、この福祉センター、なかなか難しい事業であると、これはかねてから感じております。

先ほどから、さまざまな質疑の中で、利用者数が増えている、何と立派な事業者かなと、このように評価させていただいている中、あと、先ほども副委員長のほうから決算の内容についてもう少し黒字でもいいのではないかとといったことに関して、やはり努力することは、事業者で努力できることと、あと、こちら町サイドで努力することが求められているのではないかと考えております。

できるならば、私が質疑でも申しましたが、料金体系など、町内外で格差をつけるなど、岬町住民の負担を軽減するのと収益を改善するのを両立させる方法というのを随時検討していただくことを意見させていただきました。

その中で、部長の答弁の中でも検討するといったことですので、賛成の立場とさせていただきます。

松尾委員長 ほかに賛成の方で討論に参加される方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

松尾委員長 満場一致でございます。

よって、議案第75号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件については全て議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

(午前11時59分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年12月10日

岬町議会

委員長 松尾 匡